

討 論

2017年3月17日

森脇ひさき

日本共産党県議団の森脇ひさきでございます。

今期定例会に提案された議案および請願・陳情のうち、議案8件、請願1件、陳情6件について、委員長報告の通り決することに反対する立場で主なものについて理由を述べさせていただきます。

まず、議第1号「平成29年度岡山県一般会計予算」についてです。

この3年間で大企業の経常利益は1.5倍、内部留保は過去最高の386兆円余に達しました。しかし、労働者の給与は実質賃金で実に年収19万円ものマイナス、家計消費もマイナスを続けています。国民生活基礎調査では、生活が「苦しい」と答えた人がこの20年間で42%から60%となり、「普通」と答えた人が、52%から36%になりました。「格差と貧困」が一層広がり、「富裕層への富の集中」「中間層の疲弊」「貧困層の拡大」というのが、現在の日本社会の姿です。このような状況のなか、県政に求められているのは、県民の暮らしを支えることです。ところが来年度予算は、「教育と産業をエンジンに好循環をつくる」とし、暮らしの施策は後回しになっています。

たとえば、子ども医療費無料化の対象拡大、県独自の給付制奨学金制度、遠距離通学を余儀なくされている高校生への通学支援などは、少子化対策として多くの県民が望み、効果が明らかであるにもかかわらず、予算に反映されませんでした。高齢の方や障害のある方、生活が厳しくなっている方への支援に関わる県独自の施策も、ほとんどないか貧弱なままです。

県の財政状況は、依然として予断を許さない状況にあることは理解できます。問題はどこに使うかです。大企業誘致の過大な補助金や基盤整備、玉島ハーバーアイランドや水島港の機能強化といった「大きなところ」「もうかるところ」への支援、苫田ダムの「余り水」への支出など従来からのムダ遣い、このような税金の使い方を抜本的に見直して、県民の暮らし、生業の振興に振り向けることを求めたいと思います。

教育分野の施策も大問題です。岡山県学力・学習状況調査が新たに小学校3年生から実施され、県教委では「ふりかえりプリント集」を作成するなど、全国学力テストの順位競争がさらに過熱される内容になっています。一方、昨年の知事選挙でも大問題になった正規教員比率については改善の見通しが見えません。須増議員が一般質問で指摘しましたように、順位競争はやめて、子どもの学ぶ喜び、知る喜びを大きくできる教育へ転換することを強く求めます。

以上の理由から、議第1号「平成29年度岡山県一般会計予算」に反対いたします。

また、関連する議第11号および議第18号にも反対、さらに、議第20号、この予算編成の元になる県の総合計画である「新晴れの国おかやま生き生きプラン」にも反対いたします。

また、同様の理由から当初予算段階で反対していた議第124号「平成28年度一般会計補正予算（第7号）」、議第130号および議第133号についても、反対いたします。

次に、議第29条「岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例」についてです。

全国の調査によりますと、地方公務員の職場において、この15年で「脳・心臓疾患」の労災認定のうち119人、「精神疾患」の労災認定のうち73人、計192人が過労死しています。超過勤務時間が1ヶ月平均80時間を境に死亡者数が増えているというのが特徴です。この岡山県庁でも、多くの執務室で夜遅くまで電気がともっていますが、残業が常態化しているのではないのでしょうか。このような事態になっているの大きな要因は、2005年に国が「集中改革プラン」を地方に押しつけ、約29万人もの地方公務員を削減してきたことにあります。県民のみなさんにとって大事な仕事を担っておられる県庁等の職場でこのような状況を放置しておいて、どうして「働き方改革」がすすむでしょうか。公務員職場にも、法令にもとづき、人間らしく働ける労働時間に上限規制をおこなうとともに、必要な定数を確保することが必要です。また、この間問題になってきた教員については、正規教員比率を計画的に増やすことを求めます。以上、県職員、教員等の増員を求める立場で、本議案に反対いたします。

次に請願・陳情についてです。

まず、請願第22号、私学助成の拡充を求める請願についてです。

昨年末、本請願提出に私も同席させていただきました。その際参加された3人の高校生は「経済的に余裕がなくアルバイトをしているために、『大好きな部活動に思う存分打ち込めない』と苦しんでいる友人がいる」「姉である自分自身が私学に入ったために、弟の進路選択を狭めてしまったのではないかと思うことがある」「公立も私立も、同じ高校生として、格差がないようにしてほしい」「お金の心配なく、学びたい場所で安心して学べる環境をつくってほしい」などと語られました。

私立高校も、憲法が保障する公教育のひとつです。また、私立高校には、独自の教育理念を求める国民に応える役割があります。すべての高校生が、お金の心配なく、学びたい学校で高校生活を送ることができるようにするとともに、教育条件を向上させ私学経営の安定をはかるため、本請願の採択を求めます。

次に、陳情第65号、障害のある人の生きる基盤「暮らしの場」の整備を求める意見書の提出に関する陳情についてです。

2014年1月、日本政府も障害者権利条約を批准しました。その第19条には、「(障害のある人も)、障害のない人と平等に選択の権利を持って地域社会で生活する平等な権利をもつ」こと、「権利の完全な享有と地域社会への完全なインクルージョンと参加のため、適切な措置をとる」ことがうたわれています。また、障害者権利条約の全文(e)および第1条において、障害とは、機能障害だけでなく、「機能障害のある人と態度上および環境上の障壁とが相互作用することで、障害のある人が社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある」と規定されました。つまり、障害のある人が、困難な状況におかれるのは、身体上・精神上の機能障害だけでなく、社会や地域の環境整備の遅れ・障壁にあり、障害のある人の地域社会への参加のためには、国や地方自治体が、障壁を取り除く措置をとらなければならないということです。

いま、障害のある人たちの地域生活はどのような状況にあるのでしょうか。共同作業所を運営する団体等で作る全国組織「きょうされん」が2015年、全国の障害福祉サービスを利用している方を対象にアンケート調査をおこなっています。調査では、収入と日中の過ごし方、暮らしている場所、誰と暮らしているかについて、14,745人の方が回答しています。調査から見えてきた問題は主に2点でした。1つは、相対的貧困とされる122万円を下回る人が81.6%にも及び、国民全体の16.1%とくらべて、尋常でない低所得の暮らしを余儀なくされているということです。2つめは、親と同居している人の割合が、54.5%で、40歳前半まで半数以上、50歳を超えても3割以上の人が親と同居しているということです。

日本では、障害のある人たちが、同年齢の人たちと平等に、住む場所や働く場所を選択し、収入を得て、地域で安心して暮らすという、本来なら当然のことが、ほど遠いものになっているということです。1日も早く障害のある人々の「暮らしの場」を整備することは、当然の要請だと考え、本陳情を採択するよう求めます。

最後に、陳情第42号、県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求めることについてです。兵庫県の号泣議員につづき、富山市議会などで相次いだ不正・違法な支出など、政務活動費がひきつづき大きな問題になっています。

税金の使い方をチェックする役割がある議員が、自らの責任において使う税金に不正・違法な支出があるというのは、絶対に許されることではありません。県民のみなさんに対しては、不正なく支出していることをきちんと示すことは、県政の信頼度を高めるうえでも重要なことです。

全国市民オンブズマンの調査によると、今年3月11日現在、政務活動費の領収書をインターネットで公開している議会は、4府県、50市町であり、今後公開が決定している議会をあわせると9府県、87市町となり、公開を決める議会は年々広がっています。インターネットを通じてコミュニケーションをはかったり、様々な情報を公開することが当たり前になっている時代であることをふまえ、本陳情の採択を求めます。